



島根県報

平成23年6月30日（木）

号外 第 132 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県物品等調達規則の一部を改正する規則

（総務事務センター） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県物品等調達規則の一部を改正する規則（規則第57号）

1 規則の概要

- (1) 車両管理業務の定義を定めることとした。（第2条関係）
- (2) 車両管理業務の委託金額の決定等は、総務事務センター長が行うこととした。（第14条・第15条関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成23年7月1日から施行することとした。

規**則**

島根県物品等調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第57号

島根県物品等調達規則の一部を改正する規則

島根県物品等調達規則（平成13年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「車両」の次に「、車両管理業務」を加える。

第2条第9号中「第17条及び第23条」を「第16条、第19条及び第25条」に改め、同条を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、同条第7号中「第32条第2項」を「第64条第2項」に改め、同条を同条第8号とし、同条第6号中「第8号」を「第9号」に、「第21条」を「第23条」に改め、同条を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 車両管理業務 総務事務センター長が別に定める車両に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備、同法第62条第1項に規定する継続検査その他総務事務センター長が別に定める業務で、総務事務センター長が委託金額及び委託先を決定し、支払うものをいう。

第24条中「車両」の次に「、車両管理業務」を加え、同条を第26条とする。

第9章を第10章とする。

第8章中第23条を第25条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第20条を第22条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第19条を第21条とし、第18条を第20条とし、第17条を第19条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 車両管理業務

（車両管理業務の委託金額及び委託先の決定等に係る行為）

第14条 契約に関する行為を部局の長に委任する規則第2号又は知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則第5号の規定により部局の長に委任された行為又は教育委員会教育長に委任された権限のうち、車両管理業務の委託金額及び委託先の決定及び変更に係る行為については、総務事務センター長が行った当該行為は、部局の長又は教育委員会教育長が行ったものとみなす。

(車両管理業務の委託)

第15条 車両管理業務の委託方法については、総務事務センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年 7 月 1 日から施行する。